

第4節 回数乗車券の発売

(回数乗車券の発売)

第47条 社線の各駅相互間を乗車する旅客に対して回数乗車券を発売する。

(1) 普通回数乗車券

区間及び経路を同じくして乗車する旅客に対して、当該区間に有効な回数乗車券を発売する。

(2) 通学回数乗車券

指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が通学のため区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、学生証等を提示したとき旅客の居住地最寄駅と在籍指定学校最寄駅との相互間について発売する。

(身体障害者に対する回数乗車券の発売)

第47条の2 第1種身体障害者及び第2種身体障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合で身体障害者手帳を呈示し、回数乗車券の購入を申し出たときは割引の回数乗車券（通学証明書をあわせて提出したときは、通学回数乗車券）を発売する。

ただし、身体障害者に対して通学回数乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する回数乗車券は普通回数乗車券を発売する。また、介護者が通学回数乗車券の使用資格者であっても普通回数乗車券を発売する。

ア. 身体障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。

(知的障害者に対する回数乗車券の発売)

第47条の3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合で療育手帳を呈示し、回数乗車券の購入を申し出たときは割引の回数乗車券（通学証明書をあわせて提出したときは、通学回数乗車券）を発売する。

ただし、知的障害者に対して通学回数乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する回数乗車券は普通回数乗車券を発売する。また、介護者が通学回数乗車券の使用資格者であっても普通回数乗車券を発売する。

ア. 知的障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。

(精神障害者に対する回数乗車券の発売)

第47条の4 障害等級1級精神障害者・障害等級2級精神障害者及び障害等級3級精神障害者が単独又は、介護者とともに乗車する場合で精神障害者保健福祉手帳を呈示し、回数乗車券の購入を申し出たときは割引の回数乗車券（通学証明書をあわせて提出したときは、通学回数乗車券）を発売する。

ただし、精神障害者に対して通学回数乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する回数乗車券は普通回数乗車券を発売する。また、介護者が通学回数乗車券の使用資格者であっても普通回数乗車券を発売する。

ア. 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。

(回数乗車券再交付の場合の発行方)

第48条 回数乗車券の券面表示事項の不明又は、不備、誤記入、誤なつ及び誤計算等により再交付する場合は、次の各号によるものとする。

- (1) 乗車区間及び旅客運賃は、規則所定により記入し、発行年月日は原乗車券どおり記入する。
- (2) 新たに発行した回数乗車券からすでに使用した券片に相当するものを切り離しする。
- (3) 最終券片及び回数乗車券の報告用片の余白に再交付の年月日及び再交付の事由を「何月何日、汚損再交付」の例により記入し 再 の印を押なつする。